

「泉南市子どもの権利に関する条例改正（案）」に対するパブリックコメントについて

「泉南市子どもの権利に関する条例改正（案）」に対するパブリックコメントの実施結果は、下記のとおりです。

1. 募集期間 令和6年12月5日（木）から令和7年1月5日（日）まで
2. 提出方法 郵送、持参、ファックスおよび電子メール
3. 提出者数 10名
4. 意見件数 36件
5. 寄せられた意見と意見に対する市の考え方
6. 氏名等の名称については、白枠としています
7. 寄せられた意見等については、適宜整理し抜粋して記載しています。

NO	項目	寄せられた意見等	意見に対する市の考え方
1	前文	【意見1】前文「泉南・子ども・憲章」の内容の追加について 今回の条例改正に際し、この条例とともに育った子どもや若者たちが前文を書き継いだ点について、書き継いだ前文の作成にかかわった方々に敬意を表します。その内容から、子どもの権利条例とともに育った子どもたちの成長、子どもたちが条例を大切に思っているということが伝わる文章の内容に、泉南市の大人としてうれしく思いました。2012年に大阪府下の他市町村に先駆けて「泉南市子どもの権利に関する条例」を制定した泉南市ならびに泉南市議会の判断は正しかったと思います。<u>この文面を条例前文である「泉南・子ども・憲章」に加えるとともに、子ども、市職員をはじめ広く市民に知らせていただきたいと思います。</u> また一方で、後半の＜「でも、権利を知っていても、それが希望にみえなくなるときがある。」＞の一文から、現条例が子どもたちにとってまだまだ不十分であることを、読み取ることができます。これまでの第1次～第13次の「子どもの権利条例委員会」報告からも指摘されているように、「救済委員会」設置をはじめ子どもの権利条例の多くの条文について未実施の部分があります。「子どもの権利」を知るだけでなく、条例を活かして制度やしきみを作ることが、大	今回の前文は、子どもの権利に関する条例に出会い、条例とともに子ども期を過ごしてきた子どもや若者が起草しました。子どもたちは子どもの権利の大切さを語るとともに、子どもの権利を知っているだけでは、解決できない現状があることにも言及しています。これらの思いを広報や教育の中で共有し、現状、条例で未実施の部分については、関係各部署と連携し、実施に向けて検討を進めるとともに、今後も子どもの権利が尊重される「子どもにやさしいまち」をめざしてまいります。

		人に求められています。 <u>これまでの「条例委員会報告」をもう一度見直し、子どもの視点に立って、必要な制度やしぐみを早急に作ることを要望します。</u>	
2	第 15 条	1. 泉南市子どもの権利に関する条例改正（案）（以下、「条例改正案」と記載）の第 15 条第 1 項において、「子どもの権利救済委員会」（以下、「救済委員会」と記載）を市長及び教育委員会が共同して設けると述べていますが、共同設置とはせずに、市長の附属機関とした上で事務局を子ども政策課が担うことを明記してください。 （理由） 現行の泉南市子どもの権利に関する条例で規定されている附属機関として「子どもの権利条例委員会」（以下、「条例委員会」と記載）が既に存在します。条例改正案に対するパブリックコメント募集のウェブページにも記載されている「令和 4 年 3 月の中学生の自死事案」について、条例委員会が市長に報告（第 10 次）しようとしたところ、泉南市教育委員会は事務局としての対応を放棄し、条例委員会の市長へ報告が行われないようにしました。条例委員会は市長の附属機関ですが、当時、事務局は泉南市教育委員会人権国際教育課が担当しており、事務局として対応しないことで市長報告を妨害したのです。現在も泉南市教育委員会は添付した公文書を撤回していません。（第 13 次泉南市子どもの権利条例委員会報告第 1 回にその旨の記載あり）泉南市長が真に自らの対応（報告書受取拒否）を反省し、令和 4 年 3 月の中学生の自死事案を真摯に受け止めているのであれば、附属機関の職務妨害を行った泉南市教育委員会と共同で救済委員会を設置することはやめるべきです。また、救済委員会の事務局について子ども政策課に質問したところ、「子ども政策課」が担当する予定だとの回答を得ていますが、責任の所在を明確にするためにも条例にどの課が事務局（庶務）を担うのかを明記し、附属機関の職務の妨害が二度と起きないようにしてください。	子どもの権利侵害の事案は、市と教育委員会の所掌事務の全体にかかわる事が多いので、子どもの権利救済委員会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく、市長及び教育委員会の附属機関として設置することとしました。両者の附属機関とすることで調査等への積極的な協力体制が構築できるとともに、さらに、第 17 条第 1 項では「積極的に協力しなければならない」と原案を変更し定めることとしました。 附属機関は、執行機関から直接の監督を受けず（ただし、委員の任免、予算執行などは除きます。）、委員の自由な審議に基づいて執行機関とは独立して意思決定するという、執行機関との関係で相当程度の独立性を有するものとされています。そのため、子どもの権利救済委員会につきましても、この附属機関の制度趣旨を十分踏まえながら、市長や教育委員会から一定の独立性を保持した立場で子どもの権利侵害に対応してまいります。 また、子どもの権利救済委員会の庶務については、規則に市長部局である子ども政策課が担うと記載することを予定しております。
3	第 15 条	* 趣旨に関する基本的な誤りに関して 【泉南市では、市長及び教育委員会の附属機関である公的第三者機関として「泉南市子どもの権利救済委員会」を設置するにあたり、子どもの権利条例委員会や子どもたちの意見	NO.2 に同じ

も聞きながら、子どもの相談救済機関について検討を進めてきました。】

1、令和4年3月の中学生の自死事案に関して「子どもの権利条例委員会」が調査に基づく的確な調査報告と意見をあげていたにもかかわらず、教育委員会が調査に基づく的確な調査報告と意見を無視し、市長に対して調査報告受け取りを拒否するよう働きかけたことを忘れてはいけません。そもそも教育委員会事務局、教育委員の無能さが令和4年3月の中学生の自死事案を引き起こしたのである。まず行わなければならないのは、教育委員会の無能さの改善である。そのためには、教育委員会の附属機関としての公的第三者機関として「泉南市子どもの権利救済委員会」の設置を行ってはいけませんのである。市長直属の公的第三者機関として「泉南市子どもの権利救済委員会」を設置しなければならないのである。

【令和4年3月の中学生の自死事案を真摯に受け止め、このたび現行の「泉南市子どもの権利に関する条例」に、子どもの権利救済委員会を位置づけるよう、条例改正することと致しました。】

2、市長直属の公的第三者機関として「泉南市子どもの権利救済委員会」を設置を行うことを明示すべきである。

【「泉南市子どもの権利救済委員会」は、子どもが、「いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができる」機関です。「泉南市子どもの権利に関する条例」第6条の規定に基づき、市長と教育委員会による共同の附属機関として設置します。】

3、市長と教育委員会による共同の附属機関という発想自体が誤りである。令和4年3月の中学生の自死事案を真摯に受け止めるのであれば、教育委員会から独立した公的第三者機関でなければ、問題解決はできないのは明白である。

* 条例案に関して

1、第3章第15条

「市長及び教育委員会は共同して」→「市長は」とする。

		(理由) 令和 4 年 3 月の中学生の自死事案を真摯に受け止めるのであれば、教育委員会から独立した公的第三者機関でなければ、問題解決はできないのは明白である。	
4	第 15 条	本条例の改正案にあたっては、市長を先頭に再び子どもの自死を起こさない決意をもって救済制度の創設を検討されていることに敬意を表します。子どもの権利救済委員会（以下、救済委員会）が、子どもたちが使えるものとして、そして真に救済することができる権限と機能が付与される制度となることを願い、今回の改正案に係る意見を提出します。 1 市長と教育委員会との共同設置ではなく、市長の附属機関として置いてください。 (第 15 条第 1 項) 令和 6 年 5 月、中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会（以下、第三者委員会）から、子どもの権利条例委員会（以下、条例委員会）に関係する教育委員会の対応の問題点が報告されました。条例委員会はその報告を受け止めて検討する中、同年 7 月 22 日に提出した第 13 次市長報告（第 1 回目）では改めての要請として教育長の見解の表明を求めました。しかしながら、書面はもとより対話の機会も作っていただけない状況が続いています。 その後、同年 8 月 26 日に条例の検証を行うための市民モニターの会を開催しました。その場では市民モニターの方より、教育長が何も語ってくれないことから「子どものことを本当に考えてくれる教育委員会なのだろうか」と不安と不信が伝わってきました。このように未だ子どもの自死事案に対する教育行政としての責務が果たされていると言えない状況において、私は教育委員会が救済制度の設置者になることがよいとは思えません。教育委員会が先ず取り組むことは、これまでの対応の問題点や再発防止に向けた説明であり、救済委員会の設置は市長に附属する公的第三者機関として出発することが最善であると考えます。なお、第三者委員会も「学校や教育委員会からの独立を確保するために、市長の附属機関とすることが望ましい」と提言していることを申し添えます。	NO.2 に同じ

5	第 15 条	(その 1) 改正案の第 15 条 1 項「市長及び教育委員会は共同して、」について 市長と教育委員会が共同設置者となること自体は、子どもの権利救済機関の制度設計の在り方として、特に子どもの最善の利益の観点から、相応の意義を認め得るものです。 しかしながら、泉南市においては、上述の中でも指摘し、また第三者委員会も明確に指摘しているように、 さんの自死をめぐる一連の経過について、教育委員会は自らの説明責任を未だに果たしていません。その中では、不作為や利益相反が疑われる経過も認められます。それゆえ第三者委員会も、市長の附属機関として設置することを提言しています。 このような泉南市の、ある種特別な状況下において、教育委員会が適切な対応をとらないまま市長と共同で救済委員会を設置するということは、子どもたちや市民等から見れば、救済委員会の実効性そのものに疑念や懸念を抱かせるものになるのではないのでしょうか。 もし、教育委員会が共同設置者になろうとするのならば、教育委員会は議会と子どもを含む市民等に対して、現在に至る経過等における諸問題について、その総括を真摯に行い、自らの説明責任を誠意をもって遂行し、必要適切な対応・対処をとらねばなりません。	NO.2 に同じ
6	第 15 条	①第 15 条 市長及び教育委員会の共同設置について 令和 4 年 3 月の中学生の自死事案は、教育機関との関係において子どもが自死に追い込まれた事実が第三者委員会の調査報告により指摘されましたが、しかしその後、いまだ具体的改善策が明らかに提示されていない現状があります。そのような中で、教育委員会が共同設置者となることについて、市民としては、救済委員会に申し立てした課題が泉南市の教育機関と関わる重篤な内容の場合、うやむやにされてしまうのではないかという不安を払拭することができません。「共同設置することにより、救済委員会が調査等を行う場合に、施設がしっかりと積極的に協力できるようにとの趣旨」で共同設置とするならば、第 17 条（救済委員会に関する市等の責務）を、市や市の施設、すなわち大人の裁量の余地を残すあいまいな	NO.2 に同じ

		ものとせず、子どもの最善の利益のためにのみ行動するよう、市の責務を具体的にしていきたいと思います。	
7	第 15 条	①案第 15 条、救済委員会の設置について 市長と教育委員会が共同して設置とありますが、第三者委員会の報告が 5 月に公表されたにもかかわらず、教育委員会からは自死事案についての総括や再発防止策など子供を含む市民に対して説明が未だになされていません。教育相談において相談（条例第 4 条、子どもの意見の表明）をしていた中学生に対して、何を行って何を行わなかったのか（条例第 3 条、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を擁護するように努めたか）。教育委員会が反省と改善点を今もって明確にできないなら、救済委員会が機能するとは考えにくいのです。自死事案の調査に係る第三者委員会の報告書に述べられた再発防止に向けた提言も果たしてどれほど進んでいるのでしょうか。救済委員会の設置は市長が主導すべきと考えます。	NO.2 に同じ
8	第 15 条	【意見 2】第 15 条（子どもの権利救済委員会の設置）および第 16 条（救済委員会の職務）について 「子どもの相談救済機関」が子どもの権利条約に対するコミットメント（誓約、約束、責任）を負う公的機関として、とくに「子どもの意見の尊重」を通して「子どもの最善の利益」を図ることを推進および促進する機関であるために、①子どもの権利擁護の専門性、②第三者としての独立性、③調査等に必要な権能・権限が法制度上の基盤により確保されることが必要であると、これまでの条例委員会報告において幾度となく指摘されています。「①子どもの権利擁護の専門性」については、第 15 条第 1 項において「子どもの権利に関する見識を持つ有識者等で構成する、子どもの権利救済委員会」とされています。また「③調査等に必要な権能・権限」については、第 16 条第 1 項において明文化されているように思います。しかし、「②第三者としての独立性」については、第 17 条第 1 項において「市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力する」とあります。この文面（独立性の尊重、協力し援助する）では、救済委員会の独立性が十分	子どもの権利救済委員会は地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として設置し、市長や教育委員会から一定の独立性を保持した立場で子どもの権利侵害に対応してまいります。

		に担保されているとは言い難いと思います。やはり、<u>第 15 条の中に救済委員会の第三者機関としての独立性について、きちんと明記すべきだと思います。</u> 救済委員会が活動する状況は、今回の自死事案のように、子どもや保護者が、行政や子ども施設など対立する場面が、想定されます。そのような中で、<u>救済委員会の独立性が担保されていなければ、子どもや保護者が安心して救済委員会に相談・救済の申し立てをすることが、できません。また、救済委員会も、子どもや保護者の立場に立ち切って職務を遂行することができないと思います。救済委員会の独立性について、第 15 条の中にきちんと明記していただきたい。</u>	
9	第 16 条	2. 条例改正案 16 条第 1 項第 2 号において規定されている救済委員会の調査対象に市民も加えてください。 (理由) 条例改正案の第 15 条第 2 項において、「市民等は、(中略) 第 6 条第 1 項に規定する子どもの権利に根ざして救済委員会に相談し、又は救済の申立てを行うことができます」と規定されています。現行の泉南市子どもの権利に関する条例第 6 条第 1 項では「子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき」と記載されていますが、救済委員会の調査対象は「市及び子ども施設」のみです。例えば、家庭内での虐待が疑われる事案について相談、救済の申立てが子どもから行われた場合、当該子どもの保護者（市民）に聞き取りを行ったりはせず、子ども施設である家庭児童相談所等の話のみを聞き取るのでは公平な調査とは言えないと思います。	条例改正案第 16 条第 1 項第 2 号において救済委員会の調査対象に「市民」を規定することは、市民に対して救済委員会の調査に応じる義務をストレートに課することとなります。 そのため、市民の方には、第 17 条第 1 項として「市民等は、救済委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するよう努めます。」と規定しています。そのような場合は、相談者の子どもに寄り添い、相談者が希望する方法で解決につながるよう市民の方に協力を求めていくことになります。市民の方への対応については、条例上の権限としての調査ではなく、相談の中で対応してまいります。
10	第 16 条	2, 第 16 条 (2) 「必要な調査を市及び子ども施設に対して行うこと。」→「必要な調査を市及び市民及び市内各種諸施設（学校など児童生徒が利用する諸施設全般）に対して行うこと。」 (理由) 必要かつ適切な調査を行うには、市民個人を含めて調査対象を広範囲に設定する必要がある。	NO.9 に同じ

11	第 16 条	【子どもの権利救済委員会の役割としては、子どもの声を直接聴き、救済の申し立てを受け ること。また必要に応じて調査や調整を行い、その結果、必要と認めるときに関係機関に対し て、是正措置を講じるよう、勧告や制度の改善等を意見表明するといった、子どもたちを救済 する内容となります。】 4、関係機関に対して、是正措置を講じるようとあるが、関係個人、関係人物に対して是正 措置を講じるよう意見表明するのではなければ、具体的な問題解決とはならない。	子どもの権利救済委員会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく市長及び教育委員会共同の附属機関となります。したが って、是正措置の勧告や制度改善の要請等についても、市長や教 育委員会に対して行います。 また、第 17 条第 1 項として「市民等は、救済委員会の職務の遂 行に関し、積極的に協力するよう努めます。」と規定しています。関 係個人、関係人物に対しては、相談者の子どもに寄り添い、相談者 が希望する方法で解決につながるよう協力を求めていくことになりま す。市民の方への対応については、条例上の権限としての調査では なく、相談の中で対応してまいります。
12	第 16 条	3、第 16 条（3） 「…是正措置の勧告、制度改善の要請、その他意見表明を行うこと。」→「市及び市民及 び市内各種諸施設（学校など児童生徒が利用する諸施設全般）に対して是正措置の勧 告、制度改善の要請、その他意見表明を行うこと。」 （理由）勧告、要請、意見表明を行う対象を明確化すべきである。対象には市民個人を 含めるべきである。	NO.11 に同じ
13	第 16 条	3. 条例改正案 16 条第 1 項で規定された救済委員会の職務に、相談及び救済の申立 てを行った者（申立人）に対して調査の結果を報告することが規定されていません。申立人 に対して報告を行うことも明記してください。 （理由） 救済委員会が、救済を申立てた者に対して報告することは規定されていないのに、年次的に 市長及び教育委員会に報告を行うことが規定されているのは、人権侵害に苦しむ子どもを第 一に考えて条例改正を行っているとは思えず、不安を覚えます。	申立人に対して調査の結果を報告すること等、運用面について は、マニュアル等で定めていく予定です。

14	第 17 条 第 1 項	2 救済委員会の職務遂行に対する市の義務規定を「積極的に協力し援助するものとし」ではなく、「積極的に協力し、援助しなければなりません」と制度上の義務規定をより明確にしてください。（第 17 条第 1 項） 救済委員会が子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として、子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に立って救済する責務を果たすためには、何よりも市の機関からの積極的な協力と援助が、制度として担保されることが不可欠です。 「するものとする」という義務規定は、市の機関の自覚にゆだねる余地があり、救済委員会の調査方法や是正措置の勧告、制度改善の要請等が実施機関の意向に沿わないときに、積極的に協力援助を果たしていただけない懸念があります。 現に子どもの自死事案でも、教育委員会は公的第三者機関たる条例委員会の検証の実施や意見表明に対する積極的な協力援助の義務を果たしていただけませんでした。 なお、現行の条例第 16 条第 3 項には「条例委員会及び市民モニターの活動に対して積極的に協力し、援助するものです」とあり、この規定では協力援助義務を果たしてもらえず、条例委員会が機能不全に至ったという事実を重く受け止める必要があります。 新たに設置される救済制度には、このようなことが再び起こらないように「積極的に協力し、援助しなければなりません」とより明確な規定に修正いただくことを要望します。私は救済委員会に対する市の機関の義務が、行政側の勝手な都合で形骸化されることがないよう、制度上の明確な義務規定として定めることによって、市民に「これからは必ず子どもを救済する」というメッセージを強く届けることにつながると考えています。	原案においても、「独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、援助しなければならない」という意味合いも含んでいますが、ご意見を受けて、より明確にするため、「しなければならない」と変更します。また、後段に規定している「それ以外の子ども施設及び市民等」は、次項に追加して規定します。
15	第 17 条 第 1 項	（その 2）改正案の第 17 条 1 項「市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助するものとし、」について 既に指摘したように、この「するものとし」との規定では、条例委員会の市長報告が阻止されたと同様の事態が再び起こる可能性が懸念されます。□□□さんのケースでは条例委員	NO.14 に同じ

会は繰り返し教育委員会に報告を求めましたが、その報告がなされないばかりか、市長報告が阻止されました。この前例からすると、行政機関が直接かかわって打開がはかられないようなケースで救済申立てがなされた場合、救済委員会の調査介入を当該行政機関が直ちには受け付けない蓋然性も否めません。「するものとし」は、そのような余地を残すとも解し得るからです。救済委員会に不可欠な調査権の実効性を担保するためには、「独立性を尊重し、積極的に協力し援助しなければなりません。」と改めるべきであると考えます。

また、今回の改正案の全体を見ると、救済委員に対しては、第 15 条 3 項で「自らを子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として深く認識し、その職務の遂行に努めなければなりません」と強く責務を課し、また第 16 条 3 項では「第 1 項に関する活動の総括等を行い、これについて原則として年次的に、市長及び教育委員会に報告し、市民等に公表します」と、かなり具体的に年次的な総括と報告と公表の義務を課しています。しかし、それらを受け止めるべく、設置者たる市長と市の実施機関が、救済委員の義務履行に対応するだけの行政上の責務を積極的に担おうとしなければ——救済委員が行政上の権限を持たず月に数回勤務する非常勤であることに留意すればなおさら——、調査をはじめ救済委員の義務履行は、実効性の希薄な形だけのものになることが懸念されます。したがって、救済委員会が自らの責務(第 15 条 3 項)に忠実に、その調査を有効に実施し、総括・報告・公表の義務を適正に遂行できるようにするためには、この第 17 条 1 項が定める市の実施機関の責務規定は、より明確な制度上の「独立性尊重義務」および「積極的協力援助義務」とする——すなわち「するものとし」ではなく「しなければならない」との——規定を以て、救済委員会の条例上の機能を十分に発揮せしめる仕組みとしなければなりません。これは繰り返しますが、上述の市長報告妨害の前例があるだけに、特に留意して、救済委員会の独立・第三者性と実効性を確保するために、見直しを要する部分です。

16	第 17 条 第 1 項	②第 17 条 1 項「積極的に協力し<u>援助するものとし</u>」で救済委員会の実効性が担保できるかの懸念 第 17 条 1 項では、「市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重する とともに、積極的に協力し<u>援助するものとし</u>」となっています。現行の『泉南市子どもの権利に関する条例』第 12 条 4 項における、安全委員会の活動に対しての市の責務、および、第 16 条 6 項における、条例委員会及び、市民モニターの活動に対しての市の責務がいずれも「積極的に協力し<u>援助するものとします</u>」となっており、それに合わせたものと推測されます。 しかし、この義務規定の現行条例のもとで、中学生の自死事案を取り扱った条例委員会の活動は、教育長発出の公文書によって制限されることとなりました。要するに「するものとする」の現行条例の規定では、救済委員会の活動の独立性、自律性が十分に尊重され、市や市が設置することも施設等からの積極的な協力と援助が十分に担保されないことが、これまでの泉南市で起こった事実の積み重ねから懸念される訳です。すなわち、市民から見た時に、第 17 条 1 項は、「市や市の設置する子ども施設に対して不都合な申し立てであったとしても、子どもの最善の利益のために活動する救済委員会の実効性が担保されるのだ。」と市民が信頼し安心できるものとして、十分に市の責務を定めていないと考えます。 現行の泉南市子どもの権利に関する条例において、市の附属機関に対して、市がいかなる義務を負うのか明らかにされていないため、附属機関の実効性の担保が難しくなっていることは、中学生自死に係る第三者委員会報告書の「再発防止に向けての提言」の中でも、すでに指摘されているところですが、条例改正案の第 17 条の市の責務は、現行条例同様あいまいなままで、「再発防止に向けての提言」が十分に反映されたとは言い難いと思われます。その中で設置される救済委員会で、2 度と同じことを起こさせないという市の覚悟は、子どもたちと子どもに関わる全ての人に伝わり、市民の支持を得ることができるものになっていくのか疑問と不安が残ります。 また、第 15 条 3 項で、「救済委員会は、自らを子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公	NO.14 に同じ
----	-----------------	---	-----------

		的良心の喚起者として深く認識し、その職務の遂行に<u>努めなければなりません。</u>」と、救済委員会の義務を強く規定しています。ここからイメージされる救済委員会は、子どもが本当に助けを求めている時に、周りの大人の都合に左右されず、最後まで子どもの立場で力になってくれる覚悟を持って職務に当たってくれる人です。そのように救済委員会が第 15 条 3 項に述べられた職務を遂行するためには、救済委員会が必要とする場合において、市と市が設置する子ども施設にも、救済委員と同様の子どもの権利を尊重する強い意志や覚悟をもって、援助し協力してもらいたいと願います。そのためには、第 15 条 3 項「努めなければなりません」と同様に、17 条 1 項にも「協力し援助しなければなりません。」との強い義務規定が市の責任として明記されるべきではないかと考えます。	
17	第 17 条 第 1 項	②案第 17 条、救済委員会の職務遂行に対しての、市及び子ども施設の協力・援助の義務規定について 現在の条例第 15 条第 6 項において、「条例委員会及び市民モニターの活動に対して積極的に協力し援助するものとします」とあるにも関わらず、2022 年に条例委員会が基本調査を提示するよう求めても提供されず、遺族とのやり取り方法の提案へも 3 部長連名によって却下され、第 10 次市長報告の提出は教育庁の名の下に妨害されるということがありました。つまり行政が「～するものとします」という言葉では委員会への協力義務が遂行されなかった事実があるのです。救済委員会への協力義務はさらに強く規定すべきと考えます。	NO.14 に同じ
18	第 17 条 第 1 項	1 項の「市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助するものとし、それ以外の子ども施設及び市民等は、救済委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するよう努めます。」において、教育委員会や学校を含む市の実施機関の救済機関に対する独立性尊重義務、積極的協力援助義務のより明確な規定が必要だと考えます。	NO.14 に同じ

19	第 17 条 第 1 項	(2) 第 3 章 子どもの権利の救済（新設）について 新設される権利救済委員会の意義は、その第三者性、独立性、実効性がどのように確保されるのかにかかっている。持ち込まれる案件は、学校等の身近な機関、さらには市や教育委員会等の実施機関に訴えながら分かってもらえないと、対立感や疎外感を抱いている場合も多い。だから、市民・子どもが安心してアクセスできるためには、実施機関からの独立性が確保されていることが条例に明示される必要がある。 第 17 条の強化が必要である。 ①「市及び市が設置する子ども施設は、」→「市長及び教育委員会及び市が設置する」 下線部を加える。教育委員会の責務を明示する必要がある。 ②「するものとし、」→「しなければならない。」 市の責務であることを明記する必要がある。 ③子どもの権利相談員とは別に、事務局の規定を加える必要がある。 救済委員会の職務の遂行を実効性のあるものにするためには、「子どもの権利に関する条例」を基盤とし、救済委員と連携し、日々の事務処理、事務文書の整理・保管、庁内連絡等、事務に責任を持つ所管の規定が必要である。	①については、この条項の「市」には教育委員会も含まれるものとして いますので、原案のとおりとさせていただきます。 ②については、NO.14 に同じ ③については、NO.23 に同じ
----	-----------------	---	---

20	第 17 条 第 2 項	4. 条例改正案の第 17 条第 2 項（救済委員会に関する市等の責務）において、「子どもの権利相談員」を市長が置くと規定されています。「子どもの権利相談員」という名称から相談を受ける役割を担うと考えられますが、当該相談員が受ける「相談」と救済委員会の職務である改正案の第 15 条第 2 項に基づく「相談」とはどう違うのかを明記し、救済委員会の職権が「子どもの権利相談員」に侵害されないような条文を付け加えてください。 （理由） 条例改正案 16 条第 2 項において、「子どもの権利相談員」を市長が置く目的「救済委員会の職務の遂行に必要な補佐を行うため」は記載されていますが、「子どもの権利相談員」の職務は改正案のどこにも明記されていません。「救済委員会の職務の遂行に必要な補佐」とは具体的にはどのような事務を指すのか不明で、必要であると誰が判断するのかも不明です。救済委員会の独立性を尊重するためにも、救済委員会の職務の遂行に必要な補佐に該当する事務は、救済委員会自身が判断すべきであり、「子どもの権利相談員」の職務（事務）は救済委員会の命により行われることを明記すべきです。	子どもの権利救済委員会における子どもの相談は、子どもの権利救済委員会が中心となりその職務を遂行していきます。ただし、最初の相談については子どもの権利相談員が受け、救済委員会につなぐことを想定しています。具体的な運用等につきましては、子どもの権利救済委員会と今後検討していくこととします。 また、救済委員会は附属機関として設置するため、一定の独立性を保持しており、子どもの権利相談員はその職務全般を補助することとなるため、原案の「補佐」を「補助」に変更します。
21	第 17 条 第 2 項	【意見 3】第 17 条第 2 項「子どもの権利相談員」について 救済委員会が第 16 条にある職務を遂行するために必要な補佐を行うために置かれる「子どもの権利相談員」については、救済委員会と同様に①子どもの権利擁護の専門性、②第三者としての独立性、③調査等に必要な権能・権限が法制度上の基盤により確保されることが必要です。しかし、第 17 条第 2 項では、市長が子どもの権利相談員を置くこととなっており、上記の①～③が十分担保されるとは思えません。<u>市長ではなく、救済委員会の指示によって活動する相談員となるよう、設置者の変更など条文の変更をお願いします。</u>	子どもの権利救済委員会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく、執行機関である市長及び教育委員会に置かれる附属機関となります。 附属機関は、執行機関から直接の監督を受けず（ただし、委員の任免、予算執行などは除きます。）、委員の自由な審議に基づいて執行機関とは独立して意思決定するという、執行機関との関係で相当程度の独立性を有するものとされています。そのため、子どもの権利救済委員会につきましても、この附属機関の制度趣旨を十分踏まえながら、運用してまいります。 また、「子どもの権利相談員」につきましても、市長が子どもの権利救済委員会に置くこととなりますが、同様に、附属機関の制度趣旨を十分踏まえながら、運用してまいります。

22	第 17 条 第 2 項	(その 3) 改正案の第 17 条 2 項「市長は、前条第 1 項各号に規定する職務の遂行に必要な補佐を行うために、子どもの権利相談員を置きます。」について 市長が「救済委員会の職務遂行を補佐する相談員」を置くとの規定からすると、月に数回程度の勤務となる救済委員に代わって、ほぼ常勤に近い勤務が想定される「相談員」が、実質的には救済委員の職務を代行してしまうような「補佐」に陥る可能性があります。 その際、「相談員」は市長に委嘱される地方自治法上の専門委員として置くこととなるでしょうが、専門委員は地方自治法上、合議に参加する委員ではなく、単独で職務を請け負う委員であることから、委嘱者である市長の意を受けて——つまりは事務局担当の行政職員の意を受けて——救済委員を「補佐する」という実態がつけられることになります。 これでは、救済委員会の独立性も第三者性も、さらに専門性も、ほとんど担保されなくなるおそれがあります。救済委員はせいぜい相談員の形式的なスーパーバイザーのようになり、いわば名誉職化して、「形だけの公的第三者機関」になる懸念が大と考えられます。 このような重大な懸念がもたれる同項案には、致命的な欠陥が二つ、認められます。 欠陥の一つは、「子どもの権利相談員」というスタッフを置くことは実際の運営上に必要なことですが、それは条例上でなくとも規則等で定め得るものです。それを、相談員による救済委員会に対する「補佐」のみが一方的に規定される関係として、条例上に位置付けることが問題です。その一方的な関係を、条例に強いて規定することとなると、救済委員の責務（第 15 条 3 項）と、相談員の補佐（第 17 条 2 項）とが、救済委員会の職務（第 16 条 1 項）をめぐって、不調和もしくは対立関係を産み出すことも大いに懸念されます。その結果として、やはり救済委員の名誉職化、形骸化が懸念されるものになるといえます。 欠陥の二つは、常勤の行政職員が担当する事務局が、この改正案では隠されていることです。既述の通り、条例委員会の市長報告が「事務局」によって阻止された前例からも明らかなように、地方自治法上の附属機関の事務局は、相当に大きな影響力を行使できる立場にあります。救済委員会の独立性や第三者性の成否を左右するのが、事務局です。その事務局を条例上に位置付けずに、事務局の実質的な指示を受けて動かざるを得ない「相談	附属機関は、執行機関の行政執行のため又は行政執行に伴い必要な、調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関であり、所管するものを自ら管理執行する権限を有していません。 また、地方自治法第 202 条の 3 第 3 項では、「附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。」と規定しています。これは、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除き、附属機関にはそれ独自の補助職員を置くことはできず、附属機関の庶務（事務局に属する事務）は、その属する執行機関が当然掌るものとされているためです。つまり、①附属機関は執行機関（市町村長、委員会等）に置かれること、②執行機関の要請により行政執行の前提として必要な調停、審査、審議又は調査などを行うために設置されることからの、当然の帰結であるといえます。 したがって、条例の規定に基づいて、「附属機関」の名のもとに執行機関と分離・独立した行政権限を有する機関を設置することや、執行機関の補助機関である職員に対して附属機関が指揮命令権を有する事務局組織を設置することは、地方自治法が定める「執行機関法定主義」（地方自治法第 138 条の 2 の 2、第 180 条の 5）に抵触するとともに、同法が定める附属機関の制度の枠組みを超えるものとなります。 このため、今回、附属機関として設置する子どもの権利救済委員会は、このような地方自治法上の意義に基づいて、地方自治法が定める附属機関に関する規定の範囲内で、条例で定めるものです。
----	-----------------	---	---

員」のみが位置づけられ、それが救済委員を「補佐する」という仕組みは、どう考えても、救済委員会の独立・第三者性を大きく損なうものになると言わざるを得ません。

それに対して、私たち条例委員会が「第 13 次市長報告(第 2 回)」(2023 年 10 月 18 日)において提案した改正試案は、事務局を担当する職員と救済委員会との関係を明示的に規定しています。それを踏まえ、この第 17 条 2 項は、現在の改正案を見直して次の改正案とすることにより、救済委員会の独立・第三者性および実効性が担保されるといえます。すなわち「救済委員の事務局を担う市の機関の職員は、前条第 1 項各号に規定する救済委員会の職務に係る事務について、これを救済委員会の命に服して所掌し、及び必要な補佐を務め、以て第 15 条第 3 項の救済委員会の責務の遂行がはかれるよう、不断に努めなければなりません。」と、改める必要があると考えます。

このように、事務局の担当職員が救済委員会の命に服する中で必要な補佐を務めるという関係を条例上に明示的に規定することによって、事務局担当職員の「努めなければなりません」という責務規定は、第 15 条 3 項の「その職務の遂行に努めなければなりません」との救済委員会の責務規定と、相互に響き合い対応しあうものとなります。これにより、救済委員会の独立・第三者性は、制度運営の実際において確保し得るものと期待できます。

いうまでもなく、子どもたちをはじめ救済委員会に相談や救済申立てを行おうとする市民等にとっては、救済委員会の事務局が、真に独立・第三者の機関の事務局として対応してくれるかどうかは、極めて重要な問題です。端的には、相談の秘密が守られるか、本当に子どもの最善の利益を第一に考えてくれるのか、所詮は学校や行政側の立場に立つのではないか、等々の不安や危惧、懸念を抱くのは自然なことです。それゆえに、「救済委員会の命に服して、事務局を担当する」という規定が明確になされることは、市民等からの信頼を得て、この制度の実効性を産み出していく上で必要不可欠であり、極めて重要なのです。

なお、地方自治法上の附属機関の設置には条例制定が必要ですが、その事務局を条例上に定めることが「地方自治法上できない」などとの意見もあるようです。しかし、川崎市の市民オンブズマンや人権オンブズパーソン、川西市の子どもの人権オンブズパーソンの設置条例に

なお、お示しのような組織を地方公共団体に設置すべきのご意見につきましては、国において、立法政策として議論していただく必要があります。

ただし、先に記載しましたように、附属機関は、執行機関から直接の監督を受けず（ただし、委員の任免、予算執行などは除きます。）、委員の自由な審議に基づいて執行機関とは独立して意思決定するという、執行機関との関係で相当程度の独立性を有するものとされています。そのため、子どもの権利救済委員会につきましても、この附属機関の制度趣旨を十分踏まえながら、運用してまいります。

		は、その条例上に「事務局を置く」と明示する規定がなされています。それは、川西市の条例制定に私自身が直接携わった経験から申し上げれば、それらの自治体では、地方自治の本旨に照らして子どもを含む住民の利益を守るために、行政権からの独立性を持つ公的第三者機関の意義を確かに認識し、自治体の主体的な制度設計がなされたからです。 地方自治法は、日本国憲法が第 92 条で国民に保障する「地方自治の本旨」に基づく法です。この「地方自治の本旨」とは、「団体自治」と「住民自治」にあります。団体自治は国の政府に対する自治体の主体的な自治です。住民自治は住民の参加と創意工夫によってつくる住民のための自治です。この地方自治の本旨に照らして、さらにまた一昨年施行された「こども基本法」に照らして、子どもの最善の利益を第一に考慮して、必要な条例改正案の見直しを泉南市の主体と創意工夫において図られるよう、切に期待するものです。	
23	第 17 条 第 2 項	2 項の「市長は、前条第 1 項各号に規定する職務の遂行に必要な補佐を行うために、子どもの権利相談員を置きます。」は、救済制度の実効を左右する最も実体的な位置を占める事務局について、一切の規定がなされておらず、のみならず救済委員を補佐する相談員が一方的に位置付けられています。私は民間団体で、いじめ・体罰・セクシュアルハラスメント等の子どもの権利侵害の相談を子どもから直接受ける仕組みにかかわっています。子どもと解決に向けて話し合い、子どもとともに関係機関に働きかけるものです。ここでの経験からも言えることは、子どもにかかわるさまざまな事象は、子どもをめぐるまわりのおとなである教員や保護者の子ども不在の思い込みやよかれと思う対応に、子どもが翻弄され、子どもの声や意思が無きものとされていく現状があり、子どもが主体を取り戻し生きていくのが困難な状況が生まれているということです。だからこそ、もっぱら子どもの最善の利益のみに関心をもって、一定の独立性と第三者性を保持して、子どもに関する相談や調整の活動に関わることができる仕組みが必要です。子ども、実施機関、保護者がともに、子どもの意見を尊重すること、子どもと一緒に考えていくことを尊重することができなければ、子どもの最善の利益など図られようもないのではないかと懸念するものです。	地方自治法第 202 条の 3 第 3 項では、「附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。」と規定しています。 ただし、先に記載しましたように、附属機関は、執行機関から直接の監督を受けず（ただし、委員の任免、予算執行などは除きます。）、委員の自由な審議に基づいて執行機関とは独立して意思決定するという、執行機関との関係で相当程度の独立性を有するものとされています。そのため、子どもの権利救済委員会につきましても、この附属機関の制度趣旨を十分踏まえながら、運用してまいりますとともに、救済委員会の職務をしっかりと補助していけるようにしてまいります。

24	第 17 条 第 2 項	3 救済委員会が独立性と自律権を発揮して取り組めるよう、事務局の位置づけと担当職員の責務を条例に明記してください。（条例第 17 条第 2 項） 改正案では、救済委員会の職務遂行にあたり市長が子どもの権利相談員を置いて救済委員会の必要な補佐にあたる、とあります。一方、条例委員会は令和 6 年 10 月 18 日に提出した第 13 次市長報告（第 2 回目）において、事務局の位置づけと職員の責務を条例に明記することを提案しています。（9 ページ下段「第 17 条第 6 項」）例えば、救済委員の勤務が週 1 回程度になると想定されると、常勤となる職員が市の機関との連絡・調整の役割を一定果たすものと考えられます。この連絡・調整の過程の対処が恣意的に流れ、救済委員の意向と違うようになると救済委員の職務遂行に大きな支障が生じます。子どもの自死事案では、教育長は条例委員会の事務局であるとして、市長報告を出させなかったり会議を開催させなかったりと、条例委員会の独立性と自律権を損なうことが起こりました。このようなことが再発しないよう、条例には事務局を担う市の機関の職員は救済委員の職務に係る事務について、救済委員の命に服して所掌し、必要な補佐に努めることを明記することが、救済委員会の独立性と第三者性、つまり自律権の確保につながり、制度運営の実効性を担保するものと考えます。	NO.23 に同じ
25	第 17 条 第 2 項	③事務局の位置付け 救済委員会の職務に関する事務局の位置付けについては、条例委員会分科会から詳しく提言されているはずですので、詳細はそちらに譲ります。市民として何より心配なのは、事務局を担う職員が行政や学校の側に立った行動や発言をしないかということです。子どもの権利を深く理解し、子どもの最善の利益を考慮し尊重するためには、第三者機関として救済委員会の独立性が大変重要ですが、子どもを含む市民の申し立てをどう受け止め対応していくか、寄り添っていけるか、条例の実効性に大いにかかわることになります。	NO.23 に同じ

26	第 17 条 第 2 項	(2) 第 3 章 子どもの権利の救済（新設）について 新設される権利救済委員会の意義は、その第三者性、独立性、実効性がどのように確保されるのかにかかっている。持ち込まれる案件は、学校等の身近な機関、さらには市や教育委員会等の実施機関に訴えながら分かってもらえないと、対立感や疎外感を抱いている場合も多い。だから、市民・子どもが安心してアクセスできるためには、実施機関からの独立性が確保されていることが条例に明示される必要がある。 第 17 条の強化が必要である。 ①「市及び市が設置する子ども施設は、」→「市長及び教育委員会及び市が設置する」 下線部を加える。教育委員会の責務を明示する必要がある。 ②「するものとし、」→「しなければならない。」 市の責務であることを明記する必要がある。 ③子どもの権利相談員とは別に、事務局の規定を加える必要がある。 救済委員会の職務の遂行を実効性のあるものにするためには、「子どもの権利に関する条例」を基盤とし、救済委員と連携し、日々の事務処理、事務文書の整理・保管、庁内連絡等、事務に責任を持つ所管の規定が必要である。	①については、NO.19 に同じ ②については、NO.14 に同じ ③については、NO.23 に同じ
27	第 17 条 第 3 項	【意見 5】第 17 条「救済委員会に関する市の責務」について 第 17 条第 3 項「市及び子ども施設は、救済委員会の機能が充分果たされるよう、第 8 条に規定する「子どもの権利に関する学習と教育」の取組を实践するものとします。」とあります。第 8 条では、第 1 項で市や子ども施設の職員に対して、第 2 項で子どもに対して、第 3 項で親その他の保護者・市民等に対して、子どもの権利に関する積極的な教育・研修・啓発および学習機会の提供を行なっていくという趣旨が規定されていますが、<u>新設される救済委員会の存在および同委員会への相談方法などを周知することも、8 条に基づく取り組みに含まれることになると思います。しかし、第 17 条第 3 項の「取組を实践する」だけでは、内容が伝わりにくいのではないのでしょうか。たとえば、埼玉県こども・若者基本条例では第 14 条第 2 項に「県は、……埼玉県子どもの権利擁護委員会に対する相談又はその他の方法を学ぶこと</u>	泉南市ではこれまでに子どもの権利を学び、子どもの権利を基盤として子どもの声を聴くおとなを養成するための研修を実施してきました。また、中学生の自死を真摯に受け止め、子どもたちと日々関わる教職員が子どもの権利について学び、具体的な実践や関わりにつなげていけるよう教職員人権研修を実施してきました。次年度以降も、市全体で子どもの権利に関する先進事例や有識者からの学びの場を作り、市職員、教職員、市民が子どもの権利についての学びを深め、実践的スキルを身につけるとともに、各学校園での子どもの権利に関する学習を継続的に実施して、子どもにやさしいまちを真に実

ができるよう、学校・保育施設等及び民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。」との規定があります。参考にしてはどうでしょうか。

ここからは私の私見ですが、今回新たに設置される救済委員会が子ども保護者からの申立てを受けて職務を遂行するということは、今回の自死事案と同様の事態が起こっているということになります。それは、救済委員会が活動する前に子どもや保護者が苦しんでいるということです。これは、今回の自死事案の教訓を生かしたことになるのでしょうか？泉南市は「こどもにやさしいまち」と言えるのでしょうか？私は、救済委員会に子どもから申立てがあるようではだめだと思っています。そうならないための工夫が必要だと思っています。

また、子どもが救済委員会に直接申立てをすることは、子どもたちにとってかなりハードルが高いと思っています。これまでのせんなん子ども会議や小学校勤務の経験から感じるのですが、子どもたちが悩みや相談事を話すのは、見ず知らずの大人ではなく、自分のことを知ってくれている大人、自分のことをしゃべっても受け止めてくれる「大丈夫」だと思える大人だと思います。それは私たち大人も同じだと思います。また、子ども自身が自分の置かれている状況を理解できなかったり、つらいことをうまく表現できなかったりすることもあります。また、親や教師など相手との関係性が崩れることを恐れて、しんどいことを他の大人に言わないこともあります。大ごとになると大変だからです。今の泉南市の状況で、子どもが救済委員会や相談員に申立てをすることはほぼないのではと思います。子どもたちが安心して相談できる環境づくりが必要です。

しかし、泉南市では、これまでの取組の中で「子どもに寄り添い、子どもの話を受けとめる大人が、子どもの身近なところにいてほしい」との願いから『ゆうてみい（YOU TO ME）サポーター』の研修・登録を行っています。泉南市のすべての子ども施設で働く教職員や大人はもちろん、泉南市にかかわるすべての大人が『ゆうてみい（YOU TO ME）サポーター』となり、子どもに寄り添い、子どもの話を聞く大人として、子どもたちの身近に存在すれば、子どもたちが安心して生活できる「こどもにやさしいまち」になると思っています。そのためにも、まずは市長、副市長、教育長をはじめ各部課長、各学校園所長などの管理職が研修を受けて『ゆうてみい（YOU TO ME）サポーター』になってください。まず管理職が、職員に対して模範を示すべき

現するための取組を進めます。このような具体的な取組については逐条解説等でお示しすることを予定しております。

また、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員は、学校等に赴き、救済委員会制度について説明を行うなど、利用する子どもや市民の方へ制度を広く周知することにより、子どもが安心して相談できる環境づくりに努めてまいります。

		です。そして、泉南市のすべての子ども施設で働く教職員や大人への研修を悉皆として、全員を『ゆうてみい（YOU TO ME）サポーター』にしてください。 これらのことは、条例改正に関係なく、すぐできることだと思います。自死事案を真摯に受け止め「こどもにやさしいまち」を真に実現するために、取り組んでいただきたいと思います。	
28	第 17 条 第 4 項	5. 条例改正案第 17 条第 4 項で規定されている条件整備等が具体的に何を指すのか分かりにくいので、市民にわかりやすい条文にしてください。 （理由） 規定されている「救済委員会と市民等がパートナーシップを育むことができる条件整備等」がどのようなものなのか、改正案の条文ではわかりません。子ども政策課に問い合わせましたが要約すると「子どもの人権侵害の相談と救済」が行われるように（相談救済に繋げるために）日頃から子どもと接する機会のある市民（11 条のせんなん子ども支援ネットワークに参加している市民を想定）に救済委員会の存在や職務を広報して認知してもらうことで、人権侵害に困っている子どもと接したときに救済委員会に繋げることができるようにしておくことが救済委員会と市民等がパートナーシップを育むことができる条件整備なのだそうです。	子どもの権利救済委員会と市民等にパートナーシップが育まれるためには、子どもの権利を基盤につながりあえることが大切であり、子どもの権利への理解が不可欠です。泉南市ではこれまでも子どもの権利を学び、子どもの権利を基盤として子どもの声を聴くおとなを養成するための研修を実施してきました。今後も職員や市民への研修を実施するとともに、子どもたちへの広報を行い、子どもが安心して救済委員会を利用できるよう努めてまいります。また、具体的な条件整備等については、救済委員会と検討し、逐条解説等でお示しすることを予定しております。
29	第 19 条	6. 条例改正案第 19 条においては、略称を使用せず、「子どもの権利条例委員会」と明記して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関の目的や機能を規定してください。 （理由） 附属機関を設置するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、条例において附属機関の目的や機能を定めなければならないとされています。市長の附属機関である「子どもの権利条例委員会」についての規定は、条例改正案の第 19 条において規定されていますが、「子どもの権利条例委員会」と明記せず、略称である「条例委員会」と記載されています。つまり、条例改正案は、附属機関の目的や機能を規定した条文において「条例委員会」との記載で規定がされています。略称を使用するのなら、正式な名称において附属機関の目的や機能を規定した後、略称を使用すべきだと思います。	第 16 条については「子どもの権利条例委員会」という正式名称を使用し、第 19 条については、「子どもの権利条例委員会」という正式名称で記載の後（以下この条文において「条例委員会」といいます。）に変更いたします。

		私は「子どもの権利条例委員会」の名称が変わったことにされるのではないかと危惧しています。	
30	第 19 条	【意見 4】第 19 条「子どもの権利条例委員会」について 第 19 条第 2 項において、子どもの権利条例委員会を設けることが書かれていますが、正式名称である「子どもの権利条例委員会」ではなく、略称である「条例委員会」となっていることに、違和感があります。第 16 条第 2 項で救済委員会の職務の一つとして条例委員会への協力が明記されているところで（以下「条例委員会」といいます。）との注釈があるためだとは思いますが、子どもの権利条例委員会の設置は 19 条第 2 項において規定されるものであり、その条文に正式名称が書かれていないのは、変です。子どもの権利条例委員会の扱いが軽くなるように感じます。第 19 条第 2 項より前で子どもの権利条例委員会のことが書かれている条文は、第 16 条第 2 項だけです。子どもの権利条例委員会の表記についての注釈は 19 条第 2 項に入れて、条例委員会と省略するのは 19 条第 3 項以降でもよいのではないのでしょうか。 また、令和 6 年 10 月 18 日に子どもの権利条例委員会から提出された第 13 次泉南市子どもの権利条例委員会報告（第 2 回）において、「提案 I：条例第 16 条に必要な改正案－条例と条例委員会と新たな救済制度との整合性」が提起されています。しかし、この提案内容が、今回の条例改正（案）には全く反映されていません。これまで条例委員会報告で再三指摘された「相談救済機関」の設置ができなかったために今回の自死事案が起こってしまったという反省の上に立つのであれば、泉南市子どもの権利に関する条例の運営状況について最も熟知している条例委員会の報告内容を無視することはできないはずです。なぜ条例委員会報告の内容が反映されないのか、特に条例委員会提案の改正案第 2 項～第 5 項について反映しなかった理由を明らかにしてください。	第 16 条については「子どもの権利条例委員会」という正式名称を使用し、第 19 条については、「子どもの権利条例委員会」という正式名称で記載の後（以下この条文において「条例委員会」といいます。）に変更いたします。 また、条例委員会から提案された改正案第 16 条第 2 項から同条第 4 項については、パブリックコメントで改正案第 19 条にお示ししております。第 16 条第 5 項については、改正案第 16 条第 2 項の規定により、救済委員会が条例委員会に協力するよう努める旨を規定しております。
31	その他	1. 条例の理解促進に向けた取り組み “せんなん子ども会議”の結果や内容は関係機関を通して共有されていると思われますが、それが子ども自身や保護者、家族全体へどの程度浸透しているかについては、課題が残る様に	せんなん子ども会議をはじめ、子どもの権利に関する情報については、広報せんなん「シリーズ子どもの権利」というコーナーにて、条例制定時から掲載しています。また、せんなん子ども会議の内容等は、校

		感じます。 以下の改善策が有効と考えます。 1-1 子ども会議の成果や要点を、市広報の一部に定期的に掲載する事。 1-2 教育委員会から全職員に対して、会議の内容を簡潔にまとめ情報を周知する事。 これらを通じて、条例の理念や取り組みを広く市民に共有し、市の一体感を高めて行く事が重要です。	園長会等を通じて広報し取組への協力もいただいています。今後も条例の理解促進にむけた教育、広報等に取り組み、市民のみなさまとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進いたします。
32	その他	<u>2. 市民モニターや関係者への継続的な教育・研修の実施</u> 現行の市民モニターに対する講習会は非常に有益であり、是非継続をお願いします。特に来年以降、一通りの講習が終了すると伺っていますが、年に1回程度でも良いので以下を実施される事を提案します。 2-1 モニター間での情報共有会議の開催。 2-2 スキルアップやリスキングを目的とした講習会や勉強会。 これらの取り組みにより、市民の意識向上や条例の実効性向上が期待されます。	令和2年度から子どもの権利を学ぶまちをテーマに子どもの権利を基盤とした研修を実施してるところであり、次年度以降も継続する予定です。また、子どもの権利市民モニターは、子どもの権利条例委員会とともに、子どもの権利に関する条例の検証に大きな役割を担っておりますので、今後もより充実するよう同じ検証を担う子どもの権利条例委員会とともに、検討してまいります。
33	その他	<u>3. 市民交流会の場を利用した意識啓発の強化</u> 市民交流センターで毎年実施される「人権をテーマにした交流会」は非常に意義深い取り組みですが、教育委員会や教職員の参加が少ない事は課題です。このような交流の場に、子供やその保護者、祖父母、さらには教育関係者が集うことで、課題の情報共有や忌憚のない意見交換が可能になります。『いじめ、不登校、子ども間の不和の解決・防止』にも繋がると確信しています。是非、こうした交流を軸にした取り組みを検討いただければ幸いです。	いただいたご意見を参考に、関係部署と連携し、子どもからおとなを交えた交流の場を検討してまいります。
34	その他	<u>4. 発生前の防止策の重要性</u> 『いじめ、不登校、子ども間の不和』を未然に防ぐためには、発生後の対応だけでなく、日常的な事前防止策が必要です。例えば、交通事故防止における目に見える取り締まりや、指導走行が効果を上げるように、こどもたちの生活環境や教育現場でも、発生前に予防策を講じる事が効果的と考えます。具体的には、問題の兆候を察知し早期に対応できる仕組みの構築を強化すべきです。	子どもの権利救済委員会についても、改正案第17条第1項に市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助するものとしなければなりませんと規定しております。設置後は、学校等に赴き、子どもの権利救済委員会が子どもとの信頼関係を築くことが出来る活動として、広報および子どもの権利についての啓発を予定しております。

35	その他	7. 改正部分ではないのですが、第 2 条の用語の定義に「市」が何を指すのかを明記してください。 (理由) 「市」との記載では、市長部局のみを指すとの誤解が生じる可能性があるため。	「市」とは市長及び教育委員会を含む全ての執行機関を指します。用語の定義については、ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。
36	その他	以下は条例改正案への要望ではありませんが、意見と要望を記しておきます。 • 条例で規定せず、規則によって規定する事項も明示した上でパブリックコメントを募集してください。例えば、救済委員会の委員となる「子どもの権利に関する識見をもつ有職者等」がどのような職業の人で、何人で構成されるのかなどがわかると市民もイメージしやすいと思います。また先述したように、「子どもの権利相談員」の相談と、救済委員会が行う「相談」がどう違うのかも示されないままパブリックコメントを求められると、必要な情報がないのに意見を出さねばならず、理不尽に感じています。 • 救済委員会が行う調査が、どのような手順で行われるのかが明示されていないため、人権侵害で辛い状態にある子どもがどのように救済されるのかがイメージしにくいです。 • いじめも重大な人権侵害であり、救済委員会が行う調査は、いじめ防止対策推進法で規定されている調査とも重なる部分が生じると考えられます。例えばいじめ重大事態の調査は学校長が当該事案を重大事態であると判断しなければ、調査は行われませんが、救済委員会の調査は救済を申立てる事で調査が行われます。市民（特に児童生徒の保護者）に対して救済委員会の行う調査、いじめ防止対策推進法に基づいて行われる調査の違いがわかるように説明や広報を行うことも必要だと思います。救済委員会についての市民への広報の文書、あるいは泉南市いじめ防止基本方針のいずれかに救済委員会の調査といじめ防止対策推進法が規定する調査との違いを明記して、人権侵害に苦しむ子どもが申立てを行いやすい方へ申立てを行い、救済されるようにしてください。	ご意見として承ります。今後の参考にさせていただきます。